

副
本

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

答 弁 書

平成17年2月23日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

〒336-0021 埼玉県さいたま市南区别所3-13-22-30

被告兩名訴訟代理人 弁護士 関口 幸 男

電 話 048-864-5628

FAX 048-864-5140



(本案前の答弁)

第1 本案前の答弁1

- 1 (1) 本件訴えをいずれも却下する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

2 本案前の答弁1の理由

原告らは、適法な住民監査請求を経ていないから、本件訴えは不適法である。

原告らが本件訴えの提起に先立ち行った住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)については、「地方自治法第242条第1項所定の要件を具備しない不適法なものである」として却下されている。地方自治法(昭和22年法律



第67号)は、住民訴訟(地方自治法第242条の2)に先立ち住民監査請求(地方自治法第242条)を要求している(以下「監査請求前置」という。)が、これは、地方公共団体の執行機関による違法な財務会計行為については、当該地方公共団体の内部において自主的に解決することが望ましいこと及び裁判所の負担を軽減するため、と考えられている。

監査請求前置を満たしたと言えるためには、当該住民監査請求が適法になされたことを必要とし、要件を欠く不適法な住民監査請求をしても、監査請求前置を満たしたことにはならない。

本件監査結果(甲第1号証)における要件審査の結果欄をみると、要するに原告らは、八ッ場ダムは不要である、ということのみで、埼玉県知事等の負担金等の支出について、また、その手続等について、いかなる違法があるのか、具体的に提示していない。そのため、本件監査請求においては具体的な審査に入らず、却下されているのである。従って、本件訴えは、監査請求前置を満たしたと言えないのであるから却下されるべきである。

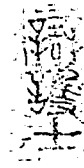
第2 本案前の答弁2

- 1 (1) 請求の趣旨第1項(3)に係る訴えを却下する。
- (2) 同第2項に係る訴えを却下する。
- (3) 同第3項(2)に係る訴えを却下する。
- (4) 同第4項に係る訴えを却下する。
- (5) 前項の各訴えに係る訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決を求める。

2 本案前の答弁2の理由

- (1) 訴状「第1 請求の趣旨」第1項(3)の事業経費負担金の支出差止めについて



財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業費負担金は、事業費負担協定及び毎年度締結する細目協定に基づき、埼玉県が負担するものであるが、その支出権限は埼玉県知事にあり、埼玉県公営企業管理者は当該負担金に係る支出権限を有しない。よって、埼玉県公営企業管理者には被告適格はなく不適法な訴えである。

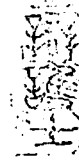
(2) 訴状「第1 請求の趣旨」第2項に掲げる八ッ場ダム使用権設定申請の取下げについて

① 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第15条に規定するダム使用権の設定申請（以下「本件申請」という。）は、流水を特定用途に供しようとする埼玉県が国土交通大臣に対して行っているが、埼玉県を代表して本件申請を行ったのは、埼玉県公営企業管理者ではなく埼玉県知事である。

もとより、埼玉県公営企業管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第8条の規定により埼玉県の地方公営企業（病院事業を除く）の業務を執行し、当該業務の執行に関し埼玉県を代表するが、法第9条第14号の「政令で定めるもの」以外の処分を受ける事務は担当せず、当然、当該事務を処理する権限を有しない。

本件申請は特定多目的ダム法第15条の規定により国土交通大臣に対して行い、本件申請に基づくダム使用権設定は国土交通大臣が行うものであるが、国土交通大臣によるダム使用権設定は、法第9条第14号の「政令で定めるもの」以外の処分に該当すると解されることから、埼玉県公営企業管理者は、ダム使用権設定という処分を受ける事務を担当しないものであり、当然、当該処分を受ける権限を有しないことになる。

このため、本件申請は、ダム使用権設定という処分を受ける権限を有する地方公共団体（埼玉県）の長である埼玉県知事が埼玉県を代表して行っている。以上のとおり埼玉県公営企業管理者は本件申請を行う権限を有せず、かつ、現実に本件申請を行っていないのであるから、当然、本件申請を取り下



げる権限も有しないものである。

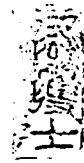
よって、埼玉県公営企業管理者は地方自治法第242条の2第1項第3号の請求に係る被告適格を有しないから、不適法な訴えである。

- ② ここでいう「当該怠る事実」とは、地方自治法第242条第1項に掲げる「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」であり、このうち「財産の管理を怠る事実」の「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金」であるとされている（地方自治法第237条第1項）。

一方、原告らは、請求の趣旨第2項において、被告埼玉県公営企業管理者は八ッ場ダム使用权設定申請を取下げ義務があるのに（埼玉県公営企業管理者が本件申請を取り下げる権限を有しないことは①でみたとおりであり、権限がない以上当然義務もない。）、その行使を違法に怠っているとして、その違法確認を求めているが、その請求の根拠は、ダム使用权設定の申請をして設定予定者となったことをもって「ダム使用权の設定を受けるべき地位」とあり、その地位を「財産」と構成して、その「財産（ダム使用权の設定を受けるべき地位）の管理を怠る事実」の違法確認の請求であると主張している。

しかし、「ダム使用权」は確かに物権とみなされているが（特定多目的ダム法第20条）、この権利は国土交通大臣がダム使用权の設定予定者にその設定をしたときに発生するものであって（同法第17条）、現時点では埼玉県はダム使用权設定を申請をしたことにより「ダム使用权の設定予定者」となっただけである。この「ダム使用权の設定予定者」には、同法第7条第1項の規定などにより多目的ダムの建設に要する費用を負担しなければならない義務などは生じるものの、特に具体的な「権利」として生じるものはない。

さらに、原告らの主張する「ダム使用权の設定を受けるべき地位」は、「公有財産」（地方自治法第238条）又は「債権」（地方自治法第240条）



には当らず、ましてや「物品」（地方自治法第239条）又は「基金」（地方自治法第241条）でないことは明らかである。

したがって、原告らの主張する「ダム使用权の設定を受けるべき地位」なるものは「財産」に当たらないから、本件の財産の管理を怠る事実（八ッ場ダム使用权設定申請を取り下げない事実）の違法確認を求める訴えは、不適法であり却下を免れない。

(3) 訴状「第1 請求の趣旨」第3項(2)に掲げる水源地域整備事業の経費負担金の支出差止めについて

水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金については、埼玉県が負担する同経費負担金の支出の権限は、埼玉県公営企業管理者にあり埼玉県知事には当該権限がない。よって、埼玉県知事には被告適格はないから、不適法な訴えである。

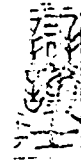
(4) 訴状の「第1 請求の趣旨」第4項に掲げる損害賠償請求について

地方自治法第242条の2第1項第4号の損害賠償の請求は、普通地方公共団体が当該請求の相手方に対して損害賠償請求権を有する場合に行われるものである。

当該損害賠償請求権は債権であり、その権利の行使は、地方公共団体である埼玉県の「債権の管理事務」として行われるものである。

一方、埼玉県において埼玉県知事は、地方自治法第240条第2項の債権についての必要な措置（以下「債権管理事務」という。）を執る権限を、埼玉県財務規則第194条により同規則第2条第4号の課長に委任しており、債権管理事務を執る権限を有しない。よって、埼玉県知事は、地方自治法第242条の2第1項第4号の請求に係る被告適格を有しないから、不適法な訴えである。

なお、埼玉県知事の債権管理事務を執る権限の受任者は、現時点において



次のとおりである。

負担金等の種類	債権管理権限受任者
河川法（昭和39年法律第167号）第63条に基づく 受益者負担金	河川砂防課長
財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業費負担金	土地水政策課長
一般会計から水道事業特別会計への繰出金（特定多目的 ダム法に基づく利水者負担に対する出資金及び水源地域 対策特別措置法に基づく整備事業負担に対する補助金）	財政課長

（本案に対する答弁）

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの各請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

請求原因に対する認否・反論は、本案前の答弁に対する原告らの応答をまっ
てから主張する。

以上

添付書類

- 1 訴訟委任状 2通